

中村学園大学大学院奨学生規程

平成2年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、中村学園大学(以下「本学」という)の建学の精神に則り中村学園大学大学院に入学する学生に奨学金を給付することにより、社会に有為な人材の育成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 奨学金を受けることができる者(以下「奨学生」という)は、中村学園大学大学院に入学する者、かつ本学を卒業した者とする。

(奨学生の数)

第3条 奨学生数は理事長が定める。

(選考)

第4条 研究科長は、入学試験の結果に基づき、研究科委員会の議を経て、奨学生候補者を学長に推薦する。

(決定)

第5条 学長は、前条の推薦に基づき、奨学生を決定する

(決定通知)

第6条 奨学生の決定通知は、文書をもって行い、この規程の謄本を添付するものとする。

(奨学金の給付)

第7条 第5条により、奨学生として決定した者には、入学金の全額を給付する。

(奨学生決定の取消)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当したときは、奨学生の決定を取り消す。

- (1) 中村学園大学大学院学則による懲戒処分を受けたとき。
- (2) 学業又は素行等が不良となったとき。
- (3) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(奨学金の返還)

第9条 奨学生は、奨学金返還の義務を負わない。ただし、奨学生の決定を取り消された者は、給付を受けた奨学金の一部又は全部を返還しなければならない。

(事務)

第10条 この事務は、学生部が担当する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。